

幼保連携型認定賀茂川こども園運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人賀茂川福祉会が竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年竹原市条例第15号。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型こども園の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この施設は幼保連携型賀茂川こども園（以下「本園」という）と称する。

第3条 本園は竹原市新庄町1486番地4に置く。

第4条 本園の運営の基本理念及び方針・処遇の基本方針については、別紙（1）のとおりとする。

第5条 本園に次の職員を置く。

- 1 園長
- 2 副園長
- 3 主任保育教諭
- 4 保育教諭
- 5 栄養士（調理員）
- 6 事務員

但し、副園長は置かないことができる

第6条 前条に掲げる職種の業務分掌は次のとおりとする。

- 1 園長
理事会の決定する方針に従い本園全体を掌握し、運営管理を総括する。
- 2 副園長
園長を補佐し、運営管理を総括を補佐する。
- 3 主任保育教諭
園長及び副園長を補佐し、保育内容について保育教諭等の職員を統括する。
- 4 保育教諭
入園した児童の保育を担当し、必要な職務を分掌する。
- 5 栄養士（調理員）
給食の献立及び調理を分掌する。
- 6 事務員
本園の運営管理に必要な事務処理、経理事務を分掌する。

第7条 職員は、本園の目的と運営方針及び社会福祉施設の公共性に則り、その職務の遂行に努力するほか、特に入園児に対しては、常に深い理解と愛情を持って接し、また、職員相互の融和と協力を図ることに努めなければならない。

第8条 本園の開園時間は、月曜日から土曜日の7：30から19：00までとする。

2 1号保育認定児童の保育時間は月曜日から金曜日までの8：30から14：30までの6時間0分とする。

3 2の規定にかかわらず、園内行事の際には土曜日を開園する。

4 保育短時間認定の児童の保育時間は、8：30から16：30までの1日8時間までとする。

第9条 本園の休園日は以下のとおりとする。

- 1 日曜日
- 2 国民の休日
- 3 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 4 伝染性疾病などの発生、自然災害の発生など、特に閉園しなければならない場合
前項の規定にかかわらず1号保育認定の児童にあっては、上記に加えて下記の期間を休園とする。但し、保育週数は39週を下回らないこととする。
 - 1 夏季休園日 7月20日から8月31日まで（自由当園日5日を除く）
 - 2 冬季休園日 12月20日から翌年1月7日まで（自由当園日2日を除く）
 - 3 春季休園日 3月20日から4月7日まで（自由当園日2日を除く）
 - 4 その他園長が必要と認めた日

第10条 本園に入園できるものは0才（1ヶ月半以上）から小学校就学の始期に達するまでの児童とする。

第11条 本園の定員は68名とし、下記を原則とする。

- | | | |
|---------|-----|-----------------|
| (1) 0才児 | 5人 | } 加えて、1号保育認定12人 |
| (2) 1才児 | 8人 | |
| (3) 2才児 | 12人 | |
| (4) 3才児 | 15人 | |
| (5) 4才児 | 15人 | |
| (6) 5才児 | 13人 | |

2 上記の定員を超えて入園の申し込みがあった場合は、児童福祉法最低基準を超えるなど特段の事情がない限り受け入れなければならない。

3 連続する2年間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合は、定員の見直しを行うものとする。

第12条 本園に入園するものは次の各号の一つに該当するものとする

- 1 居住する市町村から1号保育認定を受けたもの
 - 2 居住する市町村から2号保育認定を受けたもの
 - 3 居住する市町村から3号保育認定を受けたもの
 - 4 その他園長が必要と認めたもの
- 保育短時間認定を含む

第13条 園長は、入園児童が次の各号に該当する時は、退園させることができる。

- 1 保護者が退園を申し出た場合
- 2 園児が長期にわたり入院し、退院の見込みがない場合
- 3 保育料の滞納が著しい場合
- 4 その他、入園を継続することが適当でない場合

第14条 本園の保育料は、竹原市保育の実施に要する保育費用徴収規則に準じるものとする。

第15条 本園の給食費は、下表の金額を徴収するものとする。

児童の別	1月あたりの額	備考
1号保育認定児童	3,600円	8月は徴収しない
2号保育認定児童	4,500円	
満3才児1号保育認定児童	7,000円	主食費含む

第16条 1号保育認定児童・短時間保育認定児童が第8条及び第9条に規定された保育時間を超えて保育を希望する時には、超えた時間及び日数に応じて原則として下表の金額を徴収するものとする。

児童の別		1時間/超えた日	1ヶ月の上限額
1号保育認定児童	3～5才児	1時間につき400円	20,000円
	満3才児	1時間につき500円	25,000円
短時間保育認定児童		1日につき400円	5,000円

第17条 本園の教育及び保育は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいて、年、月、週を単位とする期間ごとの指導に係る計画を作成することにより行うものとする。

第18条 本園の日々の教育・保育課程の日課は、下表を原則とする。

0才児から2才児（保育短時間児童は、このうち1日8時間）

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月		自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
火	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
水	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
木	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
金	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
土	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園

3才児から5才児・2号認定（保育短時間児童は、このうち1日8時間）

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月		自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
火	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
水	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
木	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
金	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園
土	随時登園	自由遊び	給食	昼寝	おやつ	自由遊び	随時降園

3才児から5才児・1号認定（8:30～14:30）

時刻 曜日	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月	8:30			14:30			
火	随時登園	自由遊び		給食	随時降園		
水	随時登園	自由遊び		給食	随時降園		
木	随時登園	自由遊び		給食	随時降園		
金	随時登園	自由遊び		給食	随時降園		
土	随時登園	自由遊び		給食	随時降園		

第19条 給食は出来る限り地元産で旬のものを材料とした献立とし、入園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。

2 給食は前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに入園児の身体的状況および嗜好を考慮するものとする。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

4 栄養士（調理員）は、身の清潔に努め、月1回以上の検便を受けるものとする。

第20条 入園児は少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施するものとする。

2 職員の健康診断は年1回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。

3 入園児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当てを受けさせるとともに、その旨を保護者に報告しなければならない。また重大な事態にときは監督官庁に速やかに連絡するものとする。

第21条 本園の構造設備は、採光、換気等入園児の保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な措置を講じなければならない。

第22条 保育教諭、主任保育教諭及び園長は、入園児の行動や生活、健康状態等について常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意志疎通を図るよう勤めるものとする。

第23条 園長は、常に地域との交流に努め、本園に対する理解と協力を得ることにより、入園児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

第24条 園長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防火訓練と設備改善を図り、入園児の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については毎月定期的に行うものとする。

（補 則）

第25条 この規程に定めるもののほか、本園の管理運営に必要な事項は、園長がその都度定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より施行する

(別紙1)

幼保連携型賀茂川こども園の運営方針

1 運営の基本理念

児童福祉の理念の正しい理解の上に立って、保護者や地域社会と密接な連携を保ちながら、乳幼児の生存権と発達権の保障を基本として本園の機能を最大限に発揮することに努め、豊かな人間性をもった心身ともに健やかな子どもを育成する。

2 運営の基本方針

(1) 保護者や地域の期待に応える

①地域のニーズを正しく把握し、乳幼児の福祉の増進を視点に据えつつ、前向きの姿勢で応えるように努める。

②こども園保育と家庭保育の調和を図りながら、常にお互いの連携を保ち、「温かい家庭的な保育」を進め、保護者との信頼を深める。

③地域の関係機関や団体との連絡を密にして、地域の行事等には、積極的に参加協力し、地域に根ざした保育所運営に努める。

(2) 職員の資質向上を図る

職員の人間性と専門性は、乳幼児の保育に重大な影響を及ぼすことを認識し、職員に対しては積極的な自己研修への努力はもとより、各種研修会等への参加をうながし、その資質の向上とともに保育内容の質的向上に努める。

(3) 保育環境の整備充実に努める

保育活動が円滑に進められるように、新しい設備面や備品面の研究や導入に努め、また、職員の適切な配置を図ることによりこども園の機能が十分に発揮されるよう、設備・人材両面から保育環境の設備充実に努め、保育効果が一層上がるように努める。

3 子どもの処遇の基本方針

以下の4点を保育目標とし、日々の生活やあそびの中で、発達段階に応じて確実に身につくよう保障していく。

(1) 元気な子

十分に養護のゆきとどいた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で自己を十分に発揮し、生命の保持及び情緒の安定を図る。また、健康・安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。

(2) ひとりひとりを大切に思いやりのある子

人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳心の芽生えを培う。

(3) 自分の思ったことは、はっきり言える子

①生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。

②自然や社会の事象について、興味や関心をそだて、それらに対する豊かな心情や

思考力の基礎を培う。

(4) ありがとうと言える

様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培い、常に、感謝することを忘れない心を育てる。

さらに、職員は子どもはみな、「ほとけの子」ということを、常に意識し日々の保育にあたる。また、つぎの『ちかいのことば』を保育の中で、唱和することで、子どもの中に信仰心の基礎を培う。

『ちかいのことば』

ほとけの子は

- 1 すなおにみおしえをききます
- 2 かならずやくそくをまもります
- 3 いつもほんとうのことをいいます
- 4 にこにこしごとをいたしまう
- 5 やさしいところをわすれません